

議案第 27 号

市道路線の認定及び廃止について

道路法第 8 条及び第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり市道路線を認定及び廃止する。

令和 3 年 2 月 15 日提出

川崎市長 福田 紀彦

1 認定

整理 番号	図面 番号	路線名	起 終	点 点
1	1	南 加 瀬 第 2 1 7 号 線	幸 区 南加瀬 2 丁目	2 0 7 2 番 3 先
			幸 区 南加瀬 2 丁目	2 0 7 2 番 7 先
2	2	菅 生 第 8 3 5 号 線	宮前区 菅生 1 丁目	1 9 0 3 番 1 1 3 先
			宮前区 菅生 1 丁目	1 9 0 3 番 1 0 9 先
3	3	生 田 第 2 7 4 号 線	多摩区 生田 7 丁目	2 8 9 4 番 2 1 先
			多摩区 生田 7 丁目	2 8 9 8 番 1 先
4	4	宿 河 原 第 2 9 6 号 線	多摩区 宿河原 2 丁目	1 6 9 番 3 先
			多摩区 宿河原 2 丁目	1 6 9 番 7 先
5	5	菅 稲 田 堤 第 1 0 1 号 線	多摩区 菅稲田堤 2 丁目	3 1 2 8 番 1 1 先
			多摩区 菅稲田堤 2 丁目	3 1 2 8 番 1 6 先
6	5	菅 稲 田 堤 第 1 0 2 号 線	多摩区 菅稲田堤 2 丁目	3 1 2 8 番 2 1 先
			多摩区 菅稲田堤 2 丁目	3 1 2 8 番 2 4 先
7	6	王 禅 寺 西 第 5 号 線	麻生区 王禅寺西 7 丁目	1 8 9 5 番 2 0 先
			麻生区 王禅寺西 7 丁目	1 8 9 5 番 1 5 先
8	7	上 麻 生 第 4 1 9 号 線	麻生区 上麻生 5 丁目	1 1 2 6 番 9 先
			麻生区 上麻生 5 丁目	1 1 2 6 番 2 8 先

2 廃止

整理 番号	図面 番号	路線名	起 終	点 点		
9	8	小 向 町 第 1 9 号 線	幸 区	小向町	4 3 2 番	9 先
			幸 区	小向町	4 3 3 番	1 0 先
1 0	9	神 木 本 町 第 1 0 号 線	宮前区	神木本町 2 丁目	6 9 8 番	2 先
			宮前区	神木本町 2 丁目	7 1 4 番	1 先

# 認 定 理 由

図面番号①

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（幸区南加瀬2丁目地内）

整理番号 1



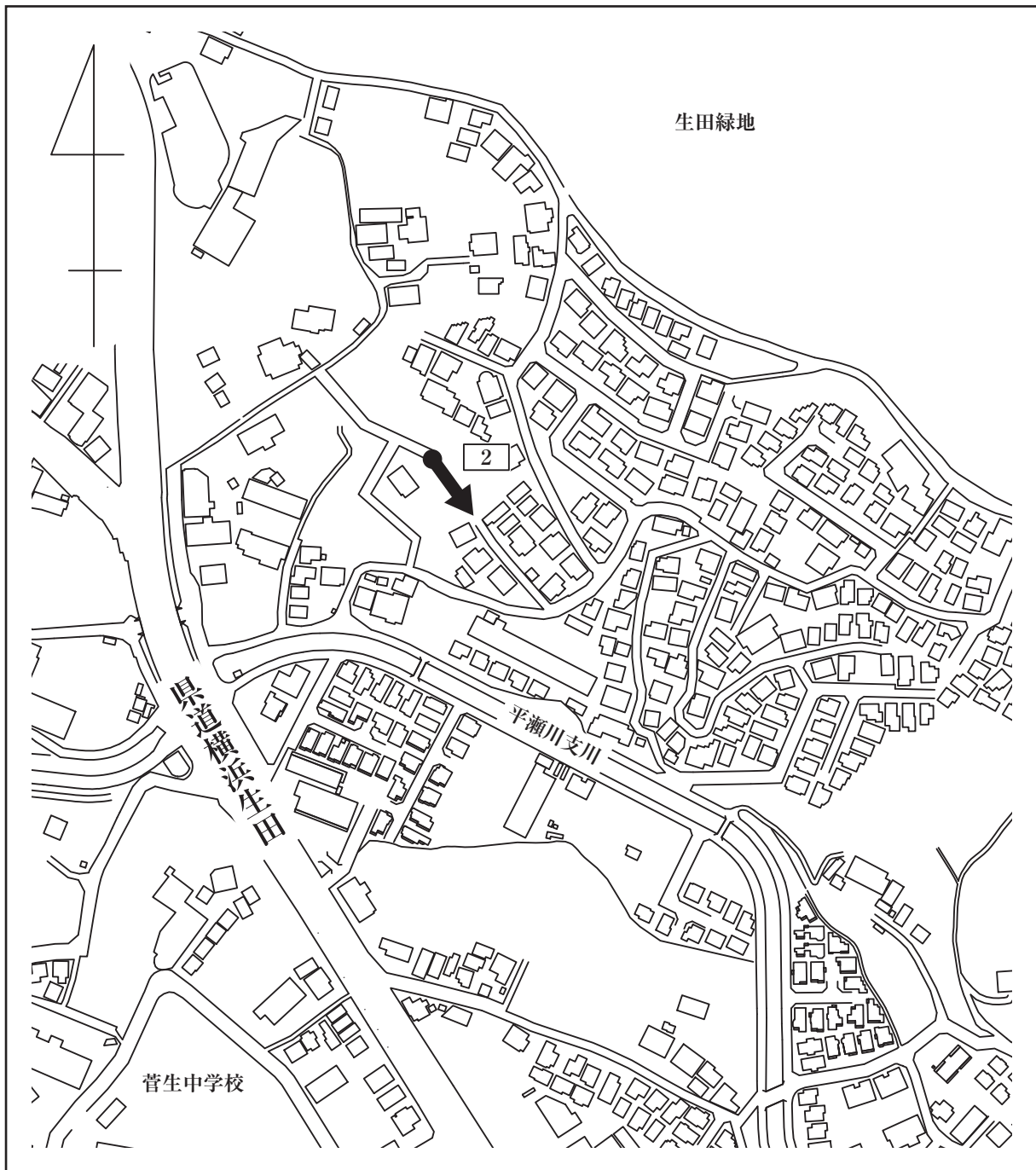
# 認 定 理 由

図面番号②

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（宮前区菅生1丁目地内）

整理番号2



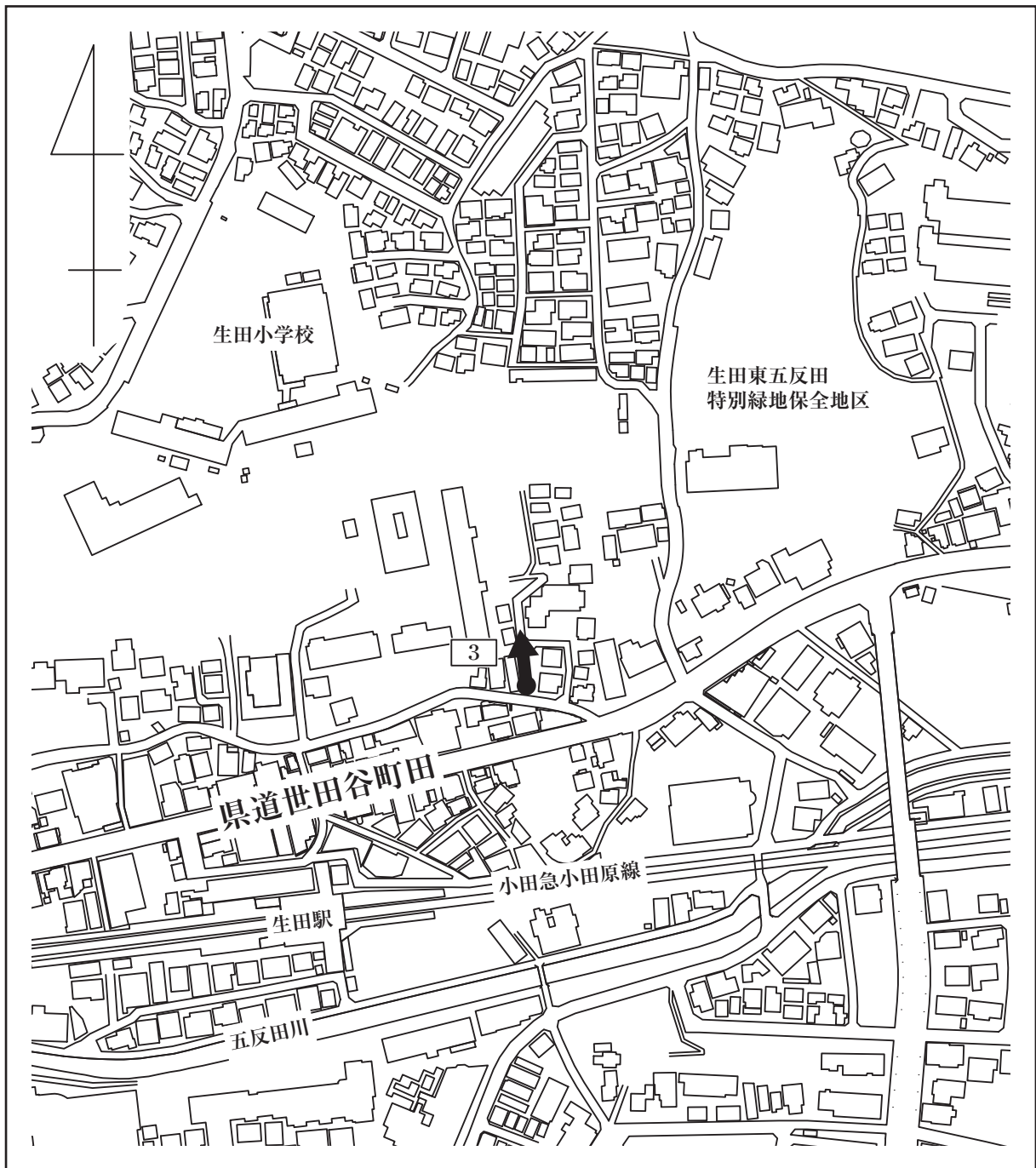
# 認定理由

図面番号③

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（多摩区生田7丁目地内）

整理番号 3



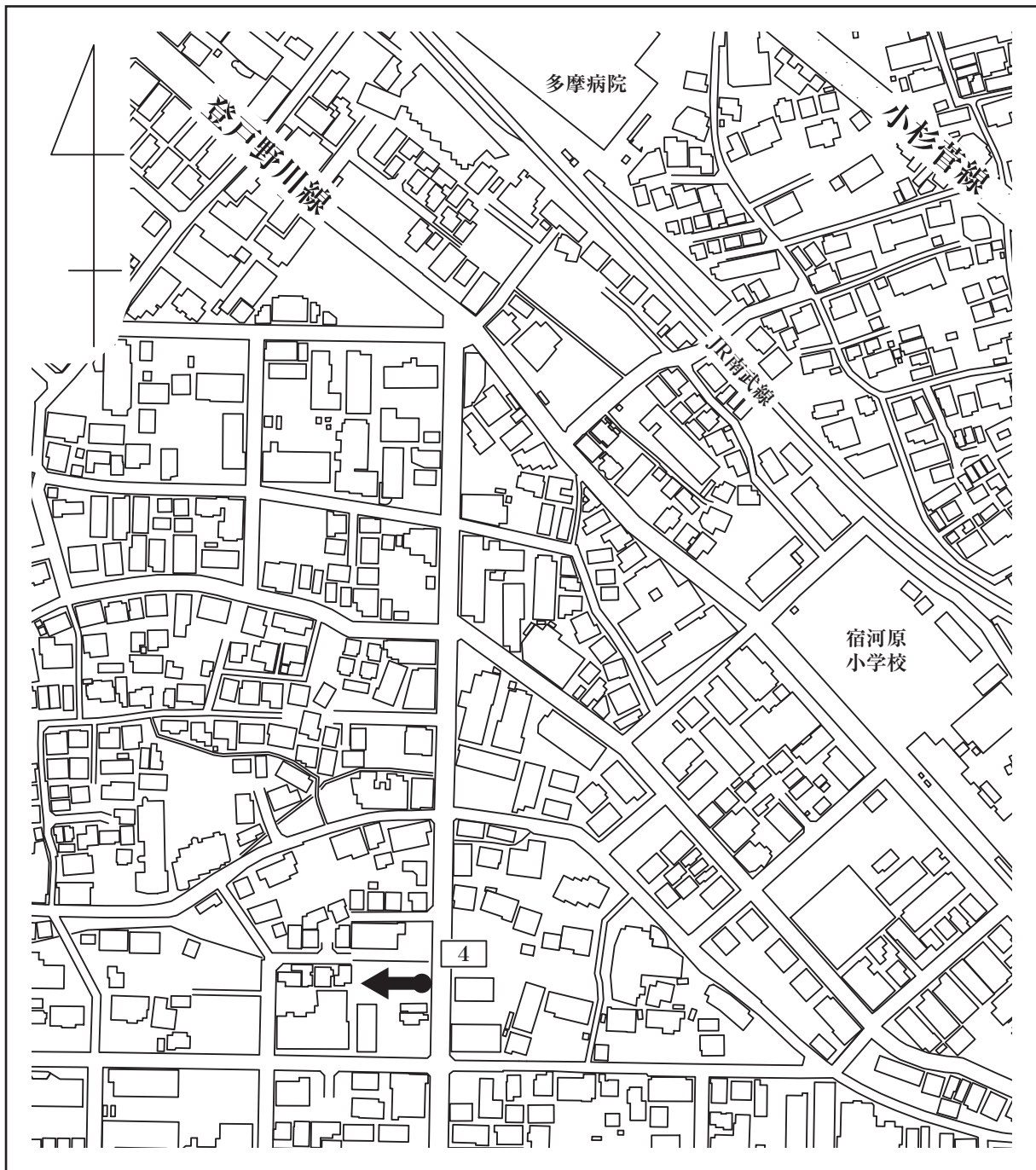
# 認 定 理 由

図面番号④

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（多摩区宿河原2丁目地内）

整理番号 4



# 認定理由

図面番号⑤

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（多摩区菅稲田堤2丁目地内）

整理番号5、6



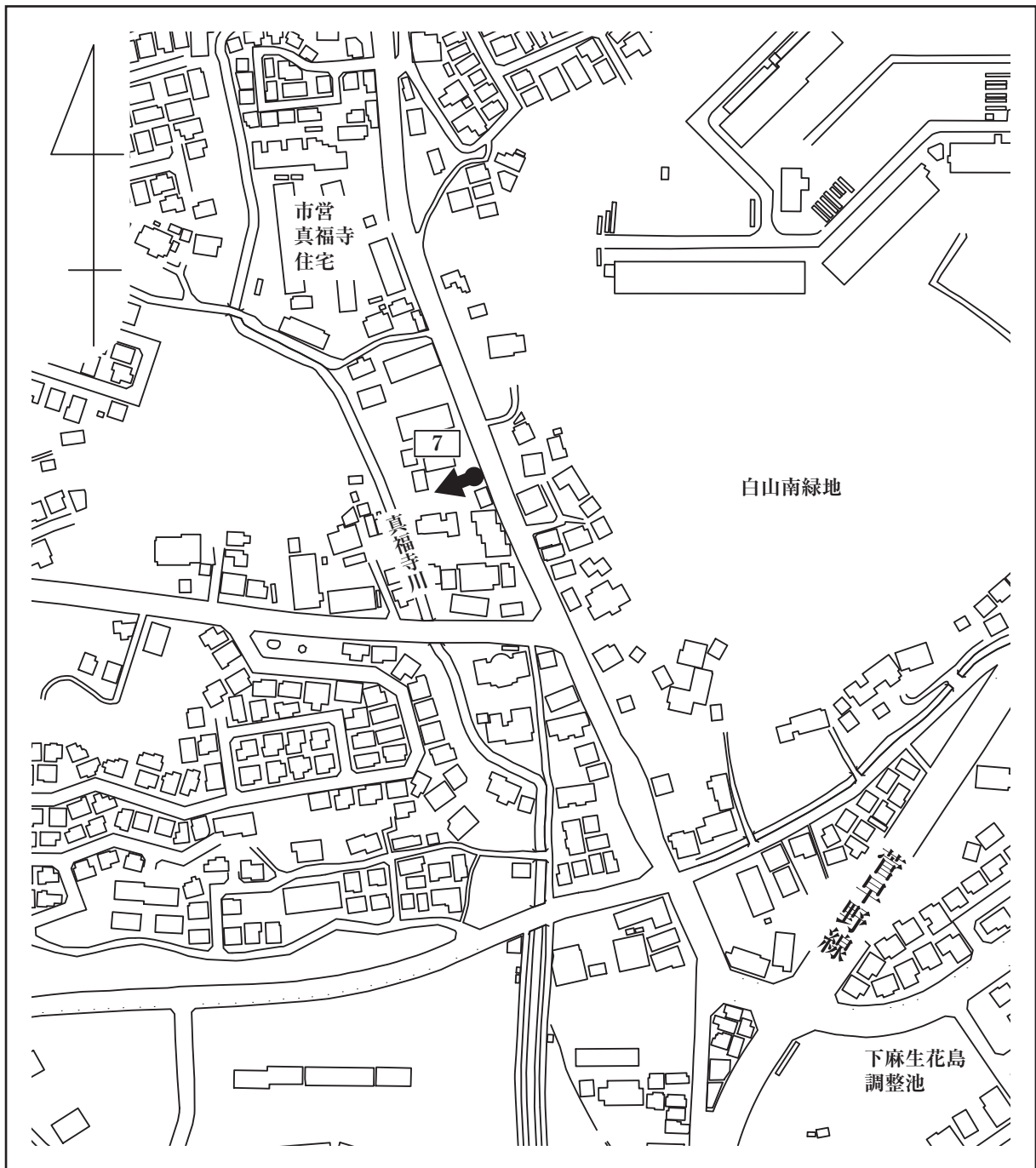
# 認 定 理 由

図面番号⑥

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（麻生区王禅寺西7丁目地内）

整理番号7





# 認定理由

図面番号⑦

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（麻生区上麻生5丁目地内）

整理番号8



廃止理由

図面番号⑧

本箇所は、一般交通に必要ながないので、これを廃止したい。

見取図（幸区小向町地内）

整理番号 9



廃止理由

図面番号⑨

本箇所は、一般交通に必要がないので、これを廃止したい。

見取図（宮前区神木本町2丁目地内）

整理番号10

